



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菊 地 哲  
(コード番号 4739 東証第一部)  
問合せ先 総 務 部 長 黒 田 一 美  
(TEL. 03-6203-5000)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の当社第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 周知性の向上及び公告手続の合理化を図るため、現行定款第 5 条(公告方法)に規定する当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 25 条(社外取締役の責任免除)及び第 32 条(社外監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第 25 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 23 日(火曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日(火曜日)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(社外取締役の責任免除) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(社外監査役の責任免除) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(監査役の責任限定契約) 第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

以上